

高齢者の権利擁護を守るために

松阪市

令和 8 年 7 月

－ 高齢者介護施設・事業所の施設長、管理者、リーダー向け－

＊この動画は、「VOICEVOX:白上虎太郎」
を使用して作成しています。

内容

- ① 高齢者虐待防止法
- ② 高齢者虐待の内容
- ③ 身体拘束
- ④ 高齢者虐待の通報
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応

①高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成17（2005）年11月 成立

平成18（2006）年4月 施行



高齢者虐待防止法の趣旨

「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、**高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置**、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「**養護者に対する支援**」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」(第1条 目的)

養介護施設従事者等

養介護施設・養介護事業とは・・・

老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型 介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型 介護予防サービス事業 介護予防支援事業

②高齢者虐待の内容

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄放任(ネグレクト)
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

虐待と犯罪の関係(1)

- ・虐待の類型と刑法の規定する犯罪の関係の例示

【身体的虐待】

殺人罪、傷害罪、傷害致死罪、暴行罪、業務上過失致死傷罪、逮捕・監禁罪など

【介護・世話の放任】

保護責任者遺棄罪、遺棄致死傷罪など

【心理的虐待】

脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪など



虐待と犯罪の関係(2)

- 虐待の種類と刑法の規定する犯罪の関係の例示

【性的虐待】

不同意わいせつ罪、不同意性交等罪など

【経済的虐待】

窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪、業務上横領罪など

身体的虐待

- ・高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

- ① 暴力的行為

- ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

参照:厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

社団法人日本社会福祉士会「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」

介護の世話の放棄・放任(ネグレクト)

- ・ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他
高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や
精神状態を悪化させる行為
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を
無視した行為
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる
行為
- ④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待

- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動
 - ① 威嚇的な発言、態度
 - ② 侮辱的な発言、態度
 - ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

性的虐待

- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
 - 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

経済的虐待

- 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
 - 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

高齢者虐待の捉え方(1)

- 高齢者虐待防止法の定義に当てはまらない行為は？

→「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

広い意味で捉える

高齢者虐待の捉え方(2)

- ・ 高齢者が虐待されたと思っていない場合や、職員が虐待をしたと思っていない場合は？

→ 高齢者本人や養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待があると考えて対応する

虐待に対する「自覚」は問わない

③身体拘束 身体拘束の内容 11項目(1～4)

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る

身体拘束の内容 11項目(5～8)

5. 点滴・経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子の使用
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、つなぎ服を着せる

身体拘束の内容 11項目(9～11)

- 9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 11. 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

11項目はあくまで例示であり、それ以外にも身体拘束と判断される事例がある

例)スピーチロック、センサーが反応した時の対応

身体拘束等の適正化の推進(1)

- 全施設、全事業所に対して、**身体拘束等の原則禁止と身体拘束等を行う場合の記録**が義務付けられています
 - 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない
 - 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

緊急やむを得ない場合

- 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと

- 非代替性

身体拘束等以外に代替する介護方法がないこと

- 一時性

身体拘束等は一時的なものであること

3要件すべてを満たしていることが必要

慎重な手続きが必要

• 丁寧な説明と記録

- 本人や家族に、身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯、期間等を具体的かつ詳細に説明し、理解を得たことを書面に残す
- 身体拘束等の実施の時間・期間、本人の状態等について記録に残す
- 必要性の再検討
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察し必要性を再検討する。要件に該当しない場合は直ちに解除する（必ず解除した後の状態も記録する）

身体拘束等の適正化の推進(2)

- 身体拘束等の適正化のための措置

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

④ 高齢者虐待の通報

養介護施設・事業者の責務

- ・ 養介護施設従事者等、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあるので、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない
- ・ 高齢者及びその家族からの苦情処理体制の構築、**高齢者虐待防止のための措置**を講じること
- ・ 養介護施設従事者等は従事している養介護施設等において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、**速やかに市町村に通報しなければならない**
- ・ 三重県ホームページ 高齢者虐待相談・通報窓口
(各市町村の高齢者虐待相談窓口)

高齢者虐待防止のための措置

- すべての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の養護、虐待の防止等の観点から、以下の虐待の防止のための措置を講じることが義務づけられています

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to実施すること
- ④上記措置を適切 to実施するための担当者 to置くこと

通報に係る守秘義務

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、通報(虚偽であるもの及び過失であるものを除く)をすることを妨げるものと解釈してはならない(第21条第6項)

→ 高齢者虐待に関する通報は、守秘義務の違反に該当しない

市町村等の守秘義務

- ・市町村が通報・届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をしたものを特定されるものを漏らしてはならない
都道府県も同様(第23条)

→市町村や県は、通報・届出をした者が特定されないように配慮しなければならない

通報者の保護

- 養介護施設従事者等が通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない(第21条第7項)
→通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取り扱いが行われた場合、当該行為は無効

通報を受けた市町村の対応

- ① 緊急性の判断
- ② 事実確認調査、訪問調査の実施
- ③ 虐待の事実の判断
- ④ 虐待防止、高齢者保護を図るための介護保険法、老人福祉法の規定による権限の行使など
- ⑤ 虐待の事実が認められた場合、市町村は県に報告

高齢者虐待を防ぐためには(未然防止)①

①組織運営の健全化

- 介護理念や、組織の運営方針を明確にし、全職員に共有する
- 職責による責任や役割を明確にする
- 組織としての苦情処理の体制が構築され、機能している
- 職員の教育体制が整えられている
- 定期的に第三者の目が入り、開かれた組織になっている
- 利用者・家族との情報共有に努めている

高齢者虐待を防ぐためには(未然防止)②

②チームアプローチの充実

- ・介護職員・専門職・リーダーの役割を明確にする
- ・情報共有のための仕組みや手順を明確にする
- ・チームとしての意思決定の仕組みや手順を明確にする



高齢者虐待を防ぐためには(未然防止)③

③ケアの質の向上

- 職員が認知症についての正しい知識を理解している
- 職員が、対応に困難を感じる高齢者の行動に対して、ご本人なりの理由があるという姿勢で原因を探り対応する
- 高齢者の心身の状態を丁寧にアセスメントする
- アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討し、実際にケアの場面で活用する方法を学ぶ

高齢者虐待を防ぐためには(未然防止)④

④倫理観と法令遵守の意識を高める

- 利用者本位という大原則を再確認し、実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基づいたものであるかをチェックする
- 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する
- 関連する法律や運営基準の内容を学ぶ
- 身体拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ

高齢者虐待を防ぐためには(未然防止)⑤

⑤職員の負担・ストレスの軽減と組織風土の改善

- 柔軟な人員配置を検討する
- 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する
- 夜勤職員の負担について配慮を行う
- 高齢者虐待未然防止に向けた取組みの過程において、職員それぞれが役割を持つことで体験的に共有する
- 業務負担やストレスに対し十分な対策を行う

職員研修

- 職員全体で研修を行うことで、組織としての方針を伝達する
- 出された意見は、「職員の困っていること」、「教育的課題」として捉え、職員教育に結びつけていく



研修実施のポイント

- 「否定的意見」や「具体的にどのように対応したらよいか分からない」という意見が出た場合
 - 否定的意見を押さえ込まず、正直な発言を促す
 - なぜ難しいのか、全体で原因を分析し具体的対応を検討
- 倫理観の向上を図るだけでなく、「スキルの向上」も図る
 - 専門職にとっては「精神論」ではなく、技術として具現化、実践化することが重要

自己点検シートの活用

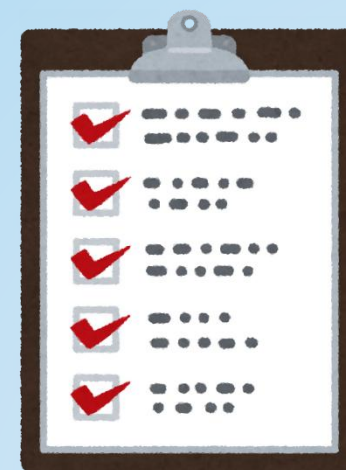
- 日頃の実践を振り返り、高齢者虐待防止の理解度をチェックする「ツール」として活用する

〈研修として活用〉

- 職員一人一人がシートにチェックする
- 「解説」を読み合わせ、意見交換する

〈組織運営の参考データとして活用〉

- 教育・研修等



⑤ 虐待が発生した場合の対応

注意点

- 法第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報しなければならない従って、緊急性も鑑み、速やかに通報する義務がある
- 施設長や法人が事実確認を行ったとしても、その事実だけで市町村が虐待の有無を判断するのではなく、改めて市町村による事実確認調査を行う

施設内の体制の確立

- ①苦情受付窓口を周知する
- ②虐待発生時の対応方法を事前に決める
- ③対応方法を全職員に周知する
- ④市町村への通報手順の検討 など

虐待発生時の施設、事業所内での対応例

★虐待を受けたおそれのある高齢者の安全確認、安全確保を最優先に行います。

1. 本人や家族、職員等から、虐待が行われていると相談を受けた 職員が、責任者に報告し、責任者は施設長に報告する
2. 施設長を中心に、利用者や職員への聞き取りを行い、虐待の事実を確認する
3. 市町村への通報は、施設内で「虐待の疑いあり」と判断した段階で行う
4. 虐待の事実が確認された場合、改善計画作成の上実行し、その 結果を市町村に報告する

市町村への通報

- ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報する
- ・施設内で解決が図られても、市町村への通報は養介護施設の義務である
- ・速やかに市町村へ通報することで、問題が深刻になる前に対応することができる



管理者としての責務(①、②)

①虐待を受けたと思われる利用者への対応

- 利用者の安全確保
- 心身の状態を確認し、速やかに適切な治療が受けられるように手配する
- 傷など目で確認できるものは、本人や家族の同意を取り写真を撮り、保存する
- 利用者に対し、虐待の経過と再発防止策を報告し謝罪する
- 損害賠償が必要な場合は誠実に対応する

②家族への対応

- 速やかに虐待の経過について報告し謝罪する
- 損害賠償が必要な場合は誠実に対応する

管理者としての責務(③)

③虐待を行った職員への対応

- 虐待を行ったことが疑われる職員と面接を行う
- はじめから虐待と決めつけず、冷静に事実を確認する
- 並行して他の職員にも面接を行う
- 処分が必要な場合、就業規則等に基づき適正に行う
→解雇することのみで解決としない



管理者としての責務(④、⑤)

④他の職員への対応

- ・虐待の発生要因を、虐待を行った職員の資質のみによるものと考えず、職員全体、施設・事業所全体の問題として対応する
- ・虐待の事実は全職員に共有する

⑤相談者の保護

- ・不利益な取扱いしない。不利益を受けないように配慮する

管理者としての責務(⑥、⑦)

⑥施設・事業所全体の取組み

- ・再発防止に向けた会議、研修の実施

⑦行政への報告と協力

- ・市町村に必ず通報する
- ・市町村の調査に協力する

再発防止に向けた取組み

- 1 虐待の発生要因の調査分析
- 2 再発防止に向けた職員会議の活性化
- 3 苦情処理体制の見直し
- 4 個別ケアの重視とケアの改善
- 5 職場内教育の徹底
- 6 働きやすく風通しのよい職場環境づくり
- 7 開かれた施設づくり

参考資料

- 「高齢者虐待防止対応マニュアル」松阪市
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局
- 「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」社団法人日本社会福祉士会

最後に

- ご視聴いただき、ありがとうございました。

